

提出期限が
近づいて
います！

令和7年度被扶養者資格再確認にかかる 「被扶養者状況リスト」の提出はお済みでしょうか？

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご協力をお願いいたします。

送付時期▶ **令和7年11月初旬**

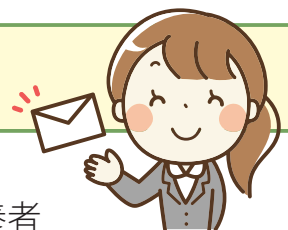
提出期限**令和7年12月12日（金）**

確認の対象となる方▶ 被扶養者資格が解除となる可能性の高い以下のいずれかに該当する被扶養者。

①資格重複	健康保険の資格が重複している可能性が高い方
②要同居	同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
③収入超過	令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や直近で認定された者を除く）

↑上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りしていません。

～扶養解除となる被扶養者の方がいる場合～



確認の結果、扶養解除となる場合は、「被扶養者状況リスト」と「被扶養者異動届」を提出します。扶養解除の迅速化のため、「被扶養者異動届」は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は「被扶養者状況リスト」に同封の「被扶養者調書兼異動届」を協会けんぽへご提出いただきますようお願いいたします。



詳しくはこちら

これからの医療機関等への受診方法

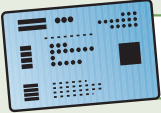
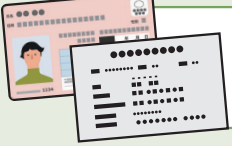
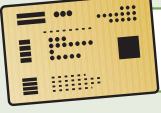
令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。医療機関等への受診方法はマイナ保険証による受診を基本とした仕組みに移行しています。

マイナ保険証の
登録方法など
詳しくはこちら



ぜひマイナ保険証の積極的な利用をお願いします。

令和7年12月2日

健康保険証		令和7年12月1日まで使用可能	× 健康保険証は 使用できません
マイナ保険証		マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの	
マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ		医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合 マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示し受診可能	
マイナ保険証 + マイナポータル		医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合 マイナ保険証とマイナポータルの資格情報画面を提示し受診可能	
資格確認書		マイナ保険証をお持ちでない方等に発行	

～使用できなくなった健康保険証はどうすればいいの?～

令和7年12月1日までに退職等で資格喪失される場合は、資格喪失届等に健康保険証を添付して返却してください。

12月2日以降は健康保険証の返却は不要で、自己破棄が可能です。



予告

令和8年1月から電子申請がスタートします!

オンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できることなど、メリットがたくさん!

来年から、ぜひご利用ください。

電子申請について詳しくはこちら



全国健康保険協会 和歌山支部
協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5
和歌山六番丁801ビル3階
TEL:073-421-3100(代表)

協会けんぽ和歌山支部の
LINE公式アカウントを始めました!

毎月2回健康情報など様々な情報を配信していきます。
友だち追加をお願いいたします!

